

## 土佐清水市介護保険利用者負担額助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護サービス及び介護予防サービス等を利用する低所得者に対して、利用者負担額の一部を助成することにより、介護保険の円滑な実施を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象サービスの種類)

第2条 助成の対象となるサービスの種類は、法第40条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する介護給付（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）並びに法第52条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法（平成26年法律第83号。）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの、並びに法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち介護予防・生活支援員派遣事業（以下「生活支援員派遣事業」という。）、法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとする。

### (対象者)

第3条 助成の対象者は、市内に住所を有し現に居住する者で、かつ保険料区分第1段階（生活保護受給者を除く。）、第2段階及び第3段階に属する1号被保険者で、収入金額（公的年金含）が100万円未満の者とする。ただし、第6条第1項に規定する申請をおこなう時点において介護保険料を1年以上滞納している者、または法第66条、第67条及び第69条の規定に基づく保険給付の制限の対象者は除くものとする。

2 4月1日から6月末日までの期間内に他の市区町村から転入し第6条第1項に規定する申請をおこなう者については、当該転入日の属する年度の前年度の介護保険料の賦課期日の時点において住所を有していた市区町村における世帯課税状況、収入金額等に基づき前項の対象の可否の判定をおこなうものとする。

### (助成額)

第4条 助成額は、第2条に規定する対象サービスの保険給付等対象利用者負担額に10分の5を乗じて得た額とする。

### (他の制度との適用関係)

第5条 法第51条に規定する高額介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予

防サービス費の支給、法第51条2に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給及び障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援による給付は、この要綱に基づく助成に優先して適用するものとし、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の適用を除いた利用者負担額に10分の5を乗じた額を助成する。

(助成の申請等)

第6条 助成を受けようとする者は、土佐清水市介護保険利用者負担額助成認定申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否を決定し、土佐清水市介護保険利用者負担額助成認定通知書(様式第2号)又は土佐清水市介護保険利用者負担額助成不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、当該申請を認定したときは土佐清水市介護保険利用者負担額助成認定証(様式第4号)(以下「認定証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(認定証の有効期限)

第7条 認定証の有効期限は、当該申請に係る月の翌月の初日から毎年7月末日までとする。

(請求等)

第8条 指定居宅サービス事業者等に助成金の請求及び受領について委任する者は、居宅介護サービス等を受ける際、指定居宅サービス事業者等に対し、認定証を提示するとともに、助成金の請求及び受領に関する委任状(様式第5号)を提出するものとする。

2 前項の委任を受けた指定居宅サービス事業者等が助成金の請求を行うときは、土佐清水市介護保険利用者負担額助成金請求書(様式第6号)に必要書類を添付して市長に請求するものとする。

3 償還払いにより助成金の請求を行う者は、土佐清水市介護保険利用者負担額助成金請求書(様式第7号)に領収書又はその写しを添付して市長に請求するものとする。

(助成金の支給)

第9条 市長は、前条の請求が適当であると認めたときは、土佐清水市介護保険利用者負担額助成金支給決定通知書(様式第8号)により通知するとともに、助成金を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

2 平成14年5月1日から平成14年6月30日までの間に、助成の決定を受けた者

に係る認定証の有効期限は、第7条の規定にかかわらず、平成15年6月30日とする。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の土佐清水市介護保険利用者負担額助成事業実施要綱は、平成25年7月1日以後に助成の認定を受けた者から適用し、それ以前に認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 施行日時点で継続して助成金の認定者で、法改正により介護予防給付から介護予防・生活支援総合事業に移行となったサービス事業利用者の認定証の有効期限については、第7条の規定にかかわらず、当該申請に係る月の初日から平成27年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 施行日時点において継続して本条第6条第2項に規定する認定者であって生活支援員派遣事業の利用者、並びに生活支援員派遣事業の利用者の認定証の有効期限については、第7条の規定にかかわらず、当該申請に係る月の初日から平成28年6月30日までとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際本条第6条第2項の規定に基づき現に交付している認定通知書並びに認定証の有効期限については、平成28年6月30日を平成28年7月31日に読み替えるものとする。